

釧路市請負工事成績評定要綱

(平成24年度改訂版)

契約管理課 技術管理担当

釧路市請負工事成績評定要綱

(平成26年度改訂版)

契約管理課 技術管理担当

現 行

釧路市請負工事成績評定要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、釧路市が発注する請負工事の施工状況の評価（工事成績評定。以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、もって、受注業者の適正な選定及び指導育成に資するとともに工事目的物の質等をより一層高めることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、一件の契約金額が100万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、物件補償、障害物撤去及び解体等、目的物が残らない工事については、契約金額にかかわらず評

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）第50条に規定する工事監督員（以下「監督員」という。）及び同規則第52条に規定する検査員2 総括者は、契約管理課が検査を行う場合は工事担当課長とし、工事担当課が検査を行う場合は係長職（課長補佐、専門員を含む。以下同じ。）にある者とする。ただし、組織状況により係長職にある者が監督員となる場合は、総括者を兼ねることができ

(評定の方法)

第4条 評定は、請負工事成績評定採点表、考査項目別運用表、施工プロセスのチェックリストに基づき工事毎に行うものとする。
2 考査項目のうち4.高度技術及び5.創意工夫の評価は、受注者からの提案により評価することとし、提案様式は別記1に定め
3 評定は、評定者ごとに独立して的確、かつ、公正に行うものとする。ただし、1件の工事の評定者となる監督員が2名以上の場合は、協議のうえ評定するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定は、監督員、総括者にあつては請負工事が完成したとき、検査員にあつては当該工事の検査を行ったときにそれぞれ行うものとする。

改 訂

釧路市請負工事成績評定要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、釧路市が発注する請負工事の施工状況の評価（工事成績評定。以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、もって、受注業者の適正な選定及び指導育成に資するとともに工事目的物の質等をより一層高めることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、一件の契約金額が100万円以上の請負工事について行うものとする。ただし、物件補償、障害物撤去及び解体等、目的物が残らない工事及び、公益性を持った事業者（釧路ガス・北電・NTT・JR北海道）の工事と釧路公立大学の工事につい

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）第50条に規定する工事監督員（以下「監督員」という。）及び同規則第52条に規定する検査員2 総括者は、契約管理課が検査を行う場合は工事担当課長とし、工事担当課が検査を行う場合は係長職（課長補佐、専門員を含む。以下同じ。）にある者とする。ただし、組織状況により係長職にある者が監督員となる場合は、総括者を兼ねることができ

(評定の方法)

第4条 評定は、請負工事成績評定採点表、考査項目別運用表、施工プロセスのチェックリストに基づき工事毎に行うものとする。
2 考査項目のうち4.高度技術及び5.創意工夫の評価は、受注者からの提案により評価することとし、提案様式は別記1に定め
3 評定は、評定者ごとに独立して的確、かつ、公正に行うものとする。ただし、1件の工事の評定者となる監督員が2名以上の場合は、協議のうえ評定するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定は、監督員、総括者にあつては請負工事が完成したとき、検査員にあつては当該工事の検査を行ったときにそれぞれ行うものとする。

(評定の特例)

第6条 共同企業体が分担施工（共同施工の場合を除く。）した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、単独で施工したものとみなして、それぞれに対し行うものとする。

2 契約を解除した場合における評定は、次の各号に定めるところによる。

- (1)受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合
- (2)市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

(総合評価)

第7条 総合評価のランクは、総合評価の判断基準（別記2）に基づいて行う。

(優良施工業者の表彰)

第8条 前条の規定によりBランク以上の工事を施工した業者の中から釧路市建設協議会規程（以下「規程」という。）第2条第2項に規定する特別部会の審議を経て、優良施工業者として表彰を2 優良施工業者の表彰に関し、選考その他必要な事項は、釧路市優良施工業者表彰要綱に定める。

(受注業者の指導又は処分)

第9条 第7条の規定によりEランクの工事を施工した業者に対しては、規程第2条第2項に規定する特別部会の審議を経て、指導又は処分をすることができる。

2 指導及び処分に関する必要な事項は、釧路市建設工事等指名停止基準に定める。

(評定結果の公開)

第10条 評定結果は、受注業者が元請として自らが施工した工事について、第4条に規定する請負工事成績評定採点表の写しを当該元請業者が申し出たとき、交付する。

2 第4条に規定する請負工事成績評定採点表、審査項目別運用表及び施工プロセスのチェックリストの各様式は、インターネットその他の方法により公開する。

(評定の特例)

第6条 共同企業体が分担施工（共同施工の場合を除く。）した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、単独で施工したものとみなして、それぞれに対し行うものとする。

2 契約を解除した場合における評定は、次の各号に定めるところによる。

- (1)受注者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合
- (2)市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

(総合評価)

第7条 総合評価のランクは、総合評価の判断基準（別記2）に基づいて行う。

(優良施工業者の表彰)

第8条 前条の規定によりAランク以上の工事を施工した業者の中から釧路市建設協議会規程（以下「規程」という。）第2条第2項に規定する特別部会の審議を経て、優良施工業者として表彰を2 優良施工業者の表彰に関し、選考その他必要な事項は、釧路市優良施工業者表彰要綱に定める。

(受注業者の指導又は処分)

第9条 第7条の規定によりEランクの工事を施工した業者に対しては、規程第2条第2項に規定する特別部会の審議を経て、指導又は処分をすることができる。

2 指導及び処分に関する必要な事項は、釧路市建設工事等指名停止基準に定める。

(評定結果の公開)

第10条 評定結果は、受注業者が元請として自らが施工した工事について、第4条に規定する請負工事成績評定採点表の写しを当該元請業者が申し出たとき、交付する。

2 第4条に規定する請負工事成績評定採点表、審査項目別運用表及び施工プロセスのチェックリストの各様式は、インターネットその他の方法により公開する。

(評定結果に関する説明)

第11条 前条第1号に規定する請負工事成績評定採点表を受理した受注業者は、採点表の内容について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、その内容に応じて監督員、総括者又は検査員が説明にあたるものとする。

(説明に対する苦情申立て)

第12条 前条の規定により説明を受けた受注業者は、説明に不服があるときは、説明を受けた日から5日以内に文書をもって苦情申立てをすることができる。

2 苦情申立てを受理したときは、規程第2条第2号に規定する特別部会の審議を経て、受理した日から14日以内に文書で回答するものとする。

(評定結果の保存)

第13条 評定結果の保存年限は、3年とする。

2 前項の保存年限は、評定を実施した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算する。

附則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(評定結果に関する説明)

第11条 前条第1号に規定する請負工事成績評定採点表を受理した受注業者は、採点表の内容について説明を求めることができる。

2 前項の説明を求められたときは、その内容に応じて監督員、総括者又は検査員が説明にあたるものとする。

(説明に対する苦情申立て)

第12条 前条の規定により説明を受けた受注業者は、説明に不服があるときは、説明を受けた日から5日以内に文書をもって苦情申立てをすることができる。

2 苦情申立てを受理したときは、規程第2条第2号に規定する特別部会の審議を経て、受理した日から14日以内に文書で回答するものとする。

(評定結果の保存)

第13条 評定結果の保存年限は、3年とする。

2 前項の保存年限は、評定を実施した日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算する。

附則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

*別記1・2は変更なし